

訪問介護の回数が多い利用者等に関する届出の流れ

一定回数以上の訪問介護
(生活援助中心型) が
必要になる見込み

市が下記要件に該当する
対象者から抽出し、届出を依頼

<介護度と回数の基準>

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27	34	43	38	31

<厚生労働大臣が定める基準>

- ①区分支給限度基準額の利用割合が70%以上
- ②その利用サービスの60%以上が訪問介護サービス
(居宅介護支援事業所単位で該当の有無を確認)

【相談】 地区担当の理学療法士・作業療法士（市リハ職）に相談

- ①電話連絡（健康福祉部 高齢福祉室 TEL：072-727-9500）
- ②訪問指導依頼票を提出

【訪問指導】 一定回数以上の訪問介護の必要性を現場確認

- ◎自立支援型個別会議の中で必要性を検討します
(参加者例：本人・家族、ケアマネ、市リハ職、サービス事業者等)
- ◎ケアプラン（案）をご用意ください
(一定回数以上の必要性を具体的に記載してください)
※2回目以降の現場確認が必要かは、市リハ職が判断します

必要性がないと
判断された場合

基準の回数を上限とし、
超える場合は給付対象外

必要性があると判断された場合

必要に応じて
ケアプランの修正

届出書及びケアプランの提出

提出先：市民部介護・医療・年金室（市役所本館1階北側）
※ケアプランの作成（又は修正）後、速やかにご提出ください

◎多職種連携元気サポート会議にて報告

※ケアマネジャーの同席をお願いする場合があります

【給付実績確認】

- ・届出がなかった場合は届出の提出
を依頼します
- ・速やかに届出を提出し、市リハ職
にも連絡してください

1
年
後

1
年
後